

令和7年度

金山町中央公園地域振興施設整備基本計画

令和8年3月

山形県金山町

目 次

1. はじめに …P1

2. 地域振興施設の基本方針 …P2

3. 求められる基本的機能、配慮すべき事項 …P3～4

4. 地域振興施設の建築計画 …P4～8

5. 管理運営計画 …P9

1. はじめに

金山町の中心部、この度地域振興施設の建設を予定している場所には、長く町民から親しまれた「金山町中央公民館」がありました。しかしながらその中央公民館も経年劣化による老朽化や耐震性能不足により、惜しまれながらも令和5年度に解体されました。平成30年頃には中央公民館再建の検討などもされていましたが、当時の町の財政状況などを考慮して再建を断念した経緯があります。令和4年9月からは中央公民館の機能を金山町農村環境改善センターに移転することで、金山町地域福祉センターや金山町体育センターなどとともに改めて町民の交流の場としての役割を果たしています。

中央公民館解体後の跡地は現在、「金山町中央公園」と位置づけ、駐車場として暫定活用しているものの、その面積は広く、町の象徴的な施設であった「中央公民館」が喪失したことによる空洞感が残されました。さらに東北中央自動車道「新庄金山道路」が間もなく供用開始され、将来的には金山町内にも4つのインターチェンジが設置されることから、この中央公園を活用し、町に新たな賑わいや交流など、地域振興の拠点を創出していくべきという機運が高まりました。

一方で学童保育や放課後子ども教室など子育て支援の現場において、スペース不足や安全性、施設の老朽化等様々な課題が頻出していたこともあり、それら直接的な課題を解決していくとともに、この時代の子育ての在り方について改めて検証し、必要な機能を保持していく必要性も高まっていました。

過疎、少子高齢化時代と言われる現代において、子ども、親、地域住民、来町者、観光客等、様々な人々が将来の金山町のためにどのような関わり方をしていくべきか、そのためにどのような施設が必要なのかを改めて検討し、長く町民に親しまれる施設となるよう本計画を策定しました。

2. 地域振興施設の基本方針

(1)町民同士や来町者の交流促進、観光交流に広がり生まれる施設

- ・町民と来町者との交流機会拡大や来訪者に対する町のインフォメーションを行う場所
- ・町民や町内事業者等が、観光客などの施設利用者に観光、交流の機会を提供又は案内するための場所
- ・多世代の町民が求める「旧中央公民館」のロビー的な機能(図書コーナー、気軽に集えるスペース、路線バス待ち時間の憩い、学びのスペースなど)を有する場所
- ・乳幼児と母親が安心して利用でき、情報交換・交流などができる場所
- ・施設内部だけでなく、周辺の駐車場、緑地、グラウンドなどを活用した外遊びやスポーツ、イベントなども楽しめる場所

(2)未来ある子どもたちが安全・安心に利用できる施設

- ・子どもが明るく元気に過ごせる場所、あわせて静かに落ち着いて過ごせるようなサードプレイス的な場所
- ・過疎化、少子高齢化時代における子育ての在り方を研究、実現できるような場所
- ・子どもと母親、お年寄りなど、子どもを中心としたコミュニティ創出の場所

(3)環境保全の普及や啓発、学びの場となる施設

- ・Co2削減や再生可能エネルギーの普及・啓発が図られる場所

(4)持続可能な地場産業の育成と金山町の風景と調和した施設

- ・可能な限り多くの町産木材等を利用し、豊かな自然環境や風景に調和した美しい景観に感謝し、環境保全や農林業などの地場産業を持続可能としていくような意識醸成が図られる場所

(5)災害時に一時的な避難場所になりえる施設

- ・災害時には、中央公民館や地域福祉センターやくし宛といった指定緊急避難場所を補完する場所、または周辺住民等の避難場所不足等に対応できる臨時避難所的な役割を果たせる場所

3. 求められる基本的機能、配慮すべき事項等

(1)交流機能

- ・日常的な町民の集会や打ち合わせをはじめ、世代や地域を超えた多様な交流が促進される施設とします。(ミーティング・憩いの場、フリースペース)
- ・路線バスの停留所を施設前に配置し、本施設をバスの待合所としても利用できる場所とします。(ミーティング・憩いの場、本を読みながら飲食を楽しめる場所)

(2)地域団体活動拠点機能

- ・地域コミュニティや社会教育団体等の多様な活動の場となるよう、利用団体の活動が活性化するような施設とします。(小会議室、中会議室、調理室、展示スペース、イベントスペース等)

(3)子育て支援機能

- ・学童保育、放課後子ども教室の機能を配置します。子どもたちがのびのび遊べるような広さと本の読み聞かせ等を通じて、情緒の安定や想像力を育む施設とします。(学童保育室、放課後子ども教室、放課後等デイサービス、図書コーナー、多目的・遊戯用ホール、インクルーシブ教育室等)
- ・バス待ちの児童・生徒が勉強や読書などで利用できるような場所も確保します。(フリースペース、図書コーナー、インクルーシブ教育室等)

(4)多世代交流・活動機能

- ・子育て支援に係る活動時間以外の時間帯は様々な用途で活用できるよう、ある程度汎用性のある構造・配置の施設とします。(多目的・遊戯用ホール)

(5)観光・情報発信機能

- ・誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間であるとともに、町の中心部の拠点としてインフォメーション機能を持ち、持続的な賑わいの創出となる施設とします。(展示スペース、インフォメーション等)

(6)その他機能

- ・多様な世代や障害のある方にも配慮した空間を創出しつつ、子どもや親、高齢者、来町者等、多様な施設利用者が安心・安全・快適に利用できるような施設とします。(授乳室、男女多目的トイレ、事務室、収納室、テラス、日除け用下屋等機能、館内のユニバーサルデザイン、わかりやすい誘導表示、親水・遊水施設(屋外)、十分な駐車場スペース(屋外))

4. 地域振興施設の建築計画

(1) 予定地の諸条件

項目	内容
所在地	山形県最上郡金山町大字金山字久保662番1 金山町中央公園内(旧金山町中央公民館跡地)
都市計画区域(用途地域区分)	都市計画区域(第一種住居地域)
容積率・建ぺい率	20/10・6/10
敷地接道状況	(南側)主要地方道雄勝金山線(県管理) 総幅員:13.75m(代表箇所) 車道:6.0m(2車線) 路側:2.0m(右:1.25m 左:0.75m) 歩道:5.75m(右:3.5m 左:2.25m)
	(北側)その他町道十日町線(町管理) 総幅員:4.5m(代表箇所) 車道:3.0m 路側:1.5m(右:0.75m 左:0.75m)

(2)建物の規模について

地域振興施設の総面積(延床面積)は、概ね750㎡(2階建や平屋の2棟建て、平屋の1棟2フロア構造など)を想定しています。想定した面積の目安については次に示します。詳細は「基本設計」「実施設計」の段階で決定するものとし、総面積自体が極端に増減することが無ければ、ある程度柔軟に変更が可能なものとしします。

用途・機能	現時点の機能別面積(目安)
地域振興・交流推進	
トイレ(男・女・多機能)	30㎡程度
授乳・おむつ替えスペース	10㎡程度
給湯・調理室	20㎡程度
会議室(小・中)	45㎡程度
事務室	25㎡程度
収納室	25㎡程度
MTGスペース・憩いの場(図書機能を含む)	60㎡程度
インフォメーションスペース	25㎡程度
共用部(通路、階段、イベント用フリー)	90㎡程度
日除け用下屋スペース	50㎡程度
親水・遊水施設等(屋外)	30㎡程度
子育て支援・多目的	
トイレ(男・女)	15㎡程度
授乳・おむつ替えスペース	10㎡程度
学童保育室(法定要件あり)	66㎡以上
放課後子ども教室	66㎡程度
インクルーシブ教育対応室	20㎡程度
収納室	10㎡程度
多目的・遊戯用ホール(図書機能を含む)	140㎡程度
テラス等	20㎡程度
共用部(通路、階段等)	25㎡程度

(3)建物の配置計画について

地域振興施設の配置計画を行うにあたり基本的な考え方を下記に示します。詳細は「基本設計」の段階で検討するものとします。

- ・既存の駐車スペースを地域振興施設建設後もできるだけ効率的に利用できるよう配慮した配置とします。
- ・冬期間の除雪や排雪、屋根への積雪などに配慮した配置とします。
- ・既存道路や車両動線に配慮した配置とします。
- ・町営バス等の敷地内への乗り入れについても考慮した配置とします。
- ・イベント時など建物外部敷地と一体的活用が可能な配置・屋内空間を検討します。

(4)建物の意匠・構造の考え方について

地域振興施設の規模や機能を踏まえ、「基本設計」「実施設計」段階で構造種別の決定を行うものとしますが、「金山町の風景と調和した街並み景観条例」及び「美しい風景と街並みをつくる案内書(街並み景観形成基準)」等をできる限り遵守した意匠・構造設計とします。

(5)建物の耐震性能について

地域振興施設の耐震性能は、官庁施設の耐震安全性の分類により目標を定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における「建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に基づき、下記の通り設定します。

・建築物の分類：位置・規模・構造の基準別表(九)

(社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設)に類する建築物

部 位	分類	重要度 係数	耐震安全性の目標
構造体	I類	1.50	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	1.25	<u>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。</u>
	III類	1.00	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類		大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類		<u>大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。</u>
建築設備	甲類		大地震動後の人命の安全確保及び二次被害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類		<u>大地震動後の人命の安全確保及び二次被害の防止が図られている。</u>

(6)事業スケジュール

東北中央自動車道「新庄金山道路」の供用開始までの竣工を当面の目標とし、以下のとおり事業スケジュールを想定しています。このスケジュールはあくまでも現時点での想定であり、「基本設計」の段階において具体化・詳細化していきます。

令和7年11月～令和8年2月 基本計画策定

令和8年3月～令和8年5月 公募準備、委託業者選定

令和8年6月～令和9年2月 基本設計～実施設計

令和9年4月～ 建設工事着手

(7)概算事業費

地域振興施設の建設にあたっては、設計、本体建設工事のほか、備品やネットワーク構築の費用が見込まれます。また、今後建築資材や人件費の高騰が見込まれることもあり、具体的な事業費の算出は「基本設計」「実施設計」の段階で、詳細な建築構造・設備等計画に基づき詳細な積算を行います。

(8)その他検討事項等

- ①「学童保育」と「放課後子ども教室」という法令根拠や仕組みが異なる活動が同じ場所で運営されることになり、利用面積・利用時間・図書機能の区分・料金の有無など様々な点に調整が必要となることが予測されます。
- ②施設の目的や規模を考慮すると基本的には電力契約は「高圧」となりますが、具体的な電力使用量の想定やその必要性を整理する必要があります。
- ③隣接する敷地の「町民グラウンド」の管理業務(使用許認可受付、高圧受電設備等の管理等)を行う可能性を検討する必要があります。
- ④施設管理・運営について、地域振興・交流推進部門と子育て支援・多目的部門が連携してすべきか、別管理として進めるべきか検討する必要があります。
- ⑤地域振興、交流推進の観点から土日も開館することを想定していますが、その開館時間や休業期間などをどのように定めていくか、今後検討していく必要があります。
- ⑥畑づくり、動物や魚の飼育、手作り遊具なども楽しめる場所、子どもから大人まで気軽に利用できるオープンキッチン、防音機能を有するインクルーシブな教室など、様々な場所の多様な活用方法を検討していきます。
- ⑦薪ストーブ/ボイラー、小水力発電、地熱地下水利用、ペレットストーブ、ペロブスカイト太陽電池など、再生可能エネルギー設備の可能性を検討していきます。
- ⑧町制施行100周年記念絵本「こんちゃんのボタン」にある「100年時計」の実物を町のシンボルとして設置するよう検討していきます。

5. 管理運営計画

(1) 運営方針の検討

本計画は、施設建設の方向性を示すものとして策定されていますが、施設整備と同時に基本的な管理・運営形態、職員等の配置検討、利用料金の設定、その他施設運営に必要な事項等の検討を行い、子どもや大人、その他町民、来町者等広く利用されるような施設にするための体制整備を図ることが必要になります。